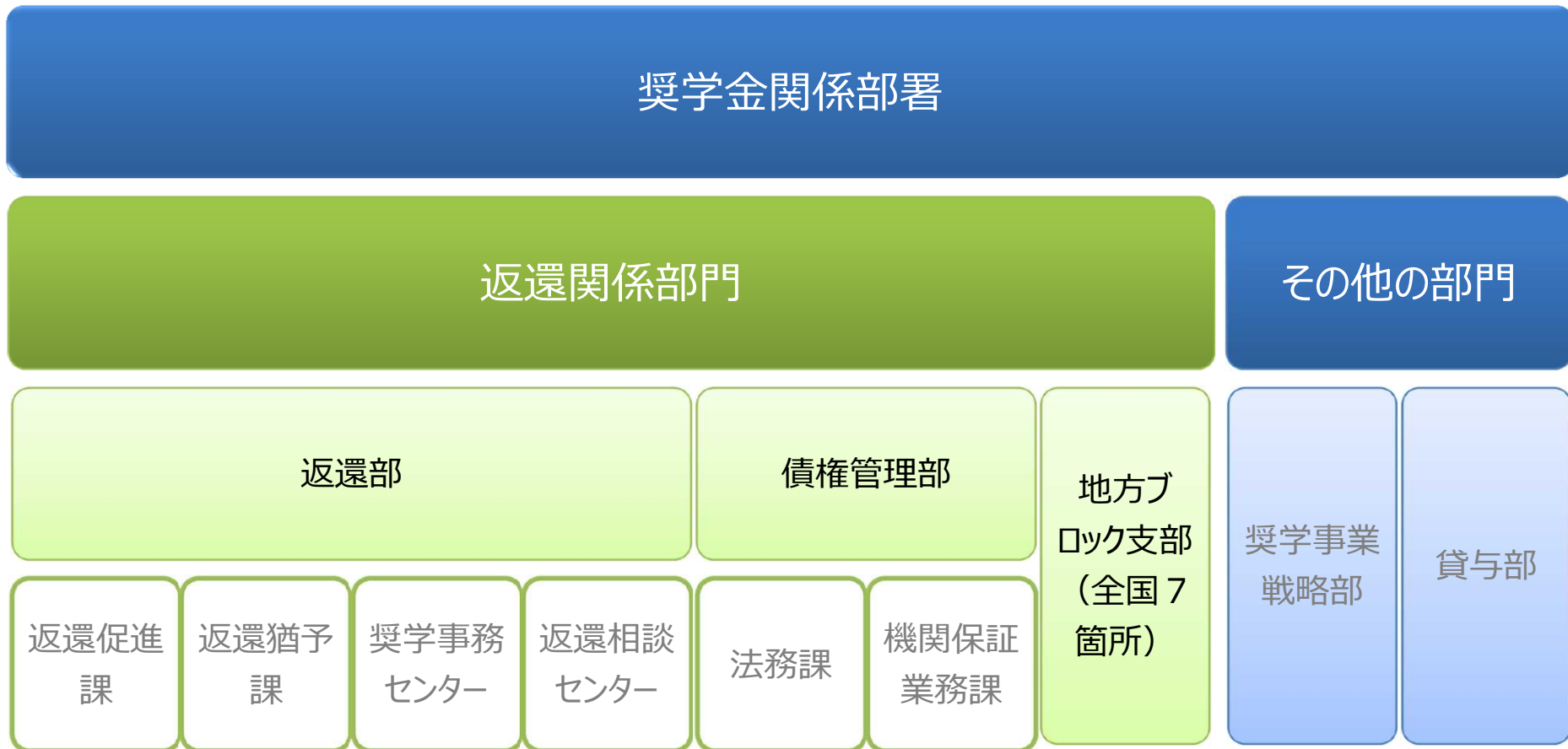


# 返還サポートについて



平成27年10月23日（金）

# 1. 奨学金の業務体制



- 4部体制（奨学事業戦略部、貸与部、返還部、債権管理部）
- 返還関係は、返還部、債権管理部（地方ブロック支部）が所掌

## 2. 返還相談の体制

### コールセンターの設置

- 平成21年10月から、民間委託によりコールセンターの設置・運営

#### ① 一次受け対応

- 民間委託のコールセンターは、一次受けとして、住所変更の連絡や願・届出用紙の照会などを対応

#### ② 二次受け対応

- 返還期限猶予など専門的・複雑な相談は、二次受けとして（返還相談センター）は機構職員が対応

### 3. 情報提供(通知と電話)

|                  |   |
|------------------|---|
| ○ 申込・新規採用時       | •「奨学金案内」<br>•「奨学生のしおり」                                    |
| ○ 貸与終了時          | •「返還のてびき」   |
| ① 返還開始時          | •「返還開始のお知らせ」  |
| ② 返還残額の連絡        | •「振替案内」   |
| ③ 返還完了時          | •「返還完了通知」   |
| ④ 減額返還・返還期限猶予の承認 | •「承認通知」   |
| ⑤ ④の期間終了時        | •「奨学金返還期限猶予期間の終了と返還開始のお知らせ」<br>•「減額返還期間終了のお知らせ」           |
| ⑥ 口座振替不能時        | •「振替不能通知」と督促架電<br>(振替不能の連絡と返還できない理由を確認し、猶予事由に該当すれば、猶予を案内) |
| ⑦ 回収委託時          | •延滞の督促<br>(振替不能の連絡と返還できない理由を確認し、猶予事由に該当すれば、猶予を案内)         |

## 4. インターネットを利用した情報提供等について

返還を始める皆さんへ（動画）

スカラネット・パーソナル（スカラネットPS）〔平成22年7月～〕

奨学金の貸与を受けている者や奨学金を返還している者が現在の自分自身の貸与金額や返還総額等に関する情報をインターネットを通して閲覧したり、線上返還申込・転居等届をリアルタイムに提出したり、奨学金返還期限猶予願等の願出用紙を作成・印刷することができる情報システム。

平成26年度適格認定以降、「奨学金継続願」の提出をスカラネットPS通じて実施

※「奨学金継続願」提出時においては、返還義務を理解していることの確認を行う。



奨学金貸与・返還シミュレーション〔平成22年1月～〕

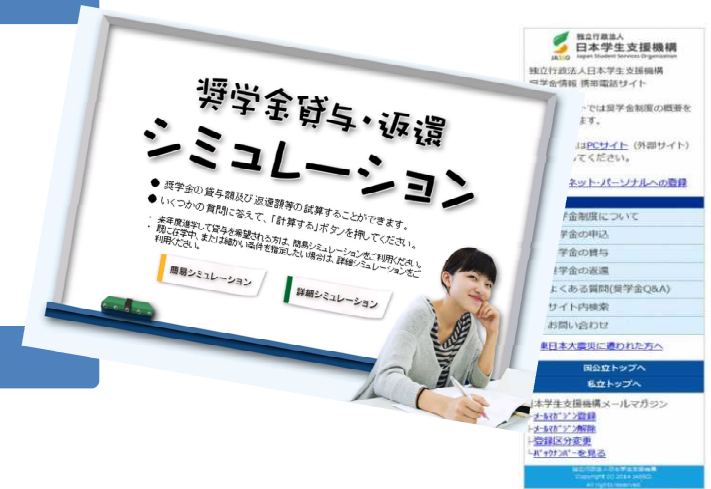
奨学金の貸与額及び返還額等を試算することができるサイト。

- 試算結果  
貸与総額、返還総額、割賦金額  
返還期間、返還回数、機関保証料

アドレス <http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

モバイルサイトメールマガジン〔平成21年8月～〕

モバイルサイトアドレス <http://daigakuja.jp/jasso/>



情報提供を充実するとともに、返還意識の涵養を図る

# 5. 減額返還制度・返還期限猶予制度

## 減額返還制度（平成23年1月導入）

- 経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件（収入金額325万円以下など）を満たすことで、一定期間、当初割賦金額を2分の1に減額し、返還期間を延長することにより、返還者の負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。（平成26年度：約16千件を承認）

## 返還期限猶予制度

- 在学猶予（平成26年度：約153千件を承認）  
大学、大学院等に在学中（外国の学校も含む）は、在学届等の提出によって返還期限を猶予される。
- 一般猶予（平成26年度：約138千件を承認）  
右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還期限を猶予される。返還期限猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。

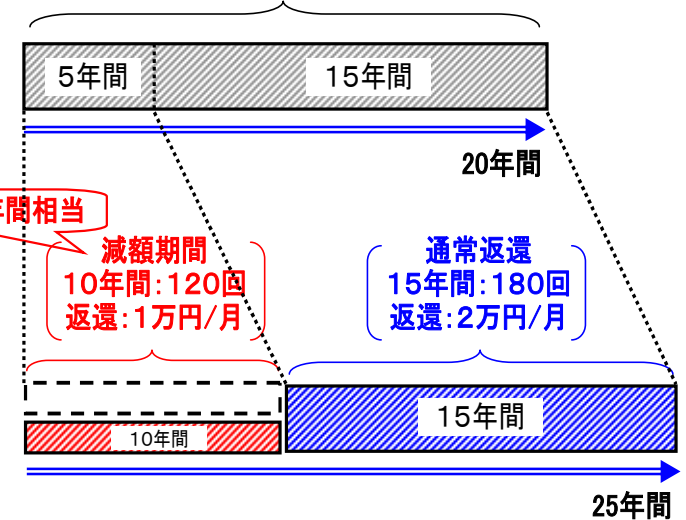
### 【参考】返還期限猶予の承認事由（平成26年度）

- 経済困難・失業中等：約90%
- その他は病氣中・生活保護など

通常返還（20年間：240回 返還：2万円/月）

○通常返還  
（返還期限20年の場合）

通常返還の5年間相当



○減額返還制度適用  
（最長10年間）

| 猶予の事由                                | 猶予の期間                              |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 災害 ※1                                | その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。           |
| 病氣中                                  | ※1 災害は、原則として災害の発生から5年以内に限る。        |
| 生活保護                                 |                                    |
| 入学準備 ※2                              | その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して10年が限度。 |
| 経済困難（年収300万円以下、給与所得者以外は200万円以下）・失業中等 | ※2 卒業後1年以内に限る。                     |